

宮城県産業復興相談センター

東日本大震災で被害を受けた事業者の復旧・復興に向けた支援を行います。

4

経営を継続するために

■事業の復旧・復興に関する助言、支援

東日本大震災により大きな被害を受けた事業者の、事業復旧を進めるにあたっての様々な経営相談、金融相談に応じます。

宮城県産業復興相談センターは、東日本大震災で甚大な被害を受けた事業者の復旧・復興に向けた支援を行うために設置された組織です。

■宮城県産業復興相談センターの支援対象

中小企業者のほか、小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者などを含めた幅広い事業者を対象に専門家が相談を受け付けます。

■宮城県産業復興相談センターの支援内容

事業の復旧・復興に向けた、復旧資金の借入、返済など金融面の相談をはじめ、様々な経営相談に対応し、経営改善や資金繰りに関する助言、支援制度の紹介や事業計画作成のサポートを行います。

お問い合わせ・相談窓口

宮城県産業復興相談センター

・電話 022-722-3858

・住所 〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-30 (日本生命勾当台西ビル8階)

宮城県中小企業活性化協議会

経営の先行きに不安を感じている県内中小企業の再生を支援します。

■協議会の特徴・支援体制

宮城県中小企業活性化協議会は、産業競争力強化法に基づいて設置されている公的な機関です。収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジに向け、「中小企業の駆け込み寺」として企業再生の経験豊かな専門家が相談内容に応じたアドバイス等を行います。

■支援内容

- ・財務内容の悪化等により経営に支障が生じているものの、再生可能性のある中小企業者に対し、事業面・財務面の調査・分析や窮境原因の分析等を実施し事業再生計画の策定支援を行うとともに、取引金融機関に計画を提示し公正・中立な立場から金融調整を行います。
- ・規律ある経営体制の構築や持続的な成長、中長期的な企業価値の向上を目指し、収益力改善支援を通してガバナンス体制の整備を支援します。
- ・中小企業者が認定経営革新等支援機関に経営改善計画の策定を依頼する際の一部費用を補助し、経営改善への取組を支援します。

お問い合わせ・相談窓口

宮城県中小企業活性化協議会

- ・電話 022-722-3872 ・メール saisei@rsc-m.jp
- ・住所 〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-30（日本生命勾当台西ビル8階）
- ・ホームページ <https://www.joho-miyagi.or.jp/rsc-m/saiseikyo/>

宮城県事業承継・引継ぎ支援センター

後継者問題や事業承継・引継ぎにお悩みの中小企業を支援します。

■センターの特徴・支援体制

宮城県事業承継・引継ぎ支援センターは、「後継者がいない」「事業の存続に不安がある」など、事業承継にお悩みの中小企業の経営者のご相談に対してアドバイスを行う公的支援機関です。事業引継ぎに精通した専門家（弁護士、公認会計士等）が無料でお話を伺いますので、お気軽にご相談ください。

センターは国が運営する事業なので、安心してご相談いただけます。

また、センターは、宮城県内の中小企業者に限らず、県外からのご相談にも対応しています。

■支援内容

会社の状況や相談者の意向を伺い、専門家がアドバイスを行います。

具体的に事業の引継ぎや引受けを希望される場合は、相手先となる企業の候補者とのマッチングの可否を、金融機関等とともにサポートします。

お問い合わせ・相談窓口

宮城県事業承継・引継ぎ支援センター

- ・電話 022-722-3884
- ・住所 〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-30（日本生命勾当台西ビル8階）
- ・ホームページ <https://www.joho-miyagi.or.jp/rsc-m/hikitsugi>

事業承継・引継ぎ相談

宮城県事業承継ネットワーク（県内の商工会、商工会議所や金融機関の連携体制）による小規模・中小企業者の事業承継診断（ヒアリング）を行っております。

事業承継には次のような多くの課題があるため、早めに準備に取りかかる必要があります。

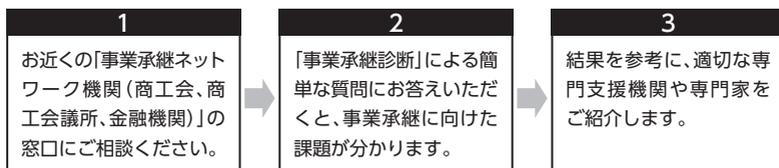
【事業承継の課題】

- 後継者の有無・選定・育成
- 親族等との調整
- 従業員・取引先・金融機関との事前調整
- 財産の承継（税負担への対応）
- 債務・保証・担保の承継 など

事業承継に関する課題を明らかにし、その課題解決のための相談先を紹介するため、県内の支援機関等でネットワークを構築し、60歳代以上の経営者を対象に「事業承継診断」（ヒアリング）を実施しております。

事業承継の準備をしたいけれど、どうしたらよいのか分からない場合などお悩みの際は、お近くの商工会、商工会議所、金融機関にご相談ください。診断は無料です。

「事業承継診断」の流れ



お問い合わせ・相談窓口

宮城県事業承継・引継ぎ支援センター

- ・電話 022-722-3884
- ・住所 〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-30（日本生命勾当台西ビル8階）
- ・ホームページ <https://www.joho-miyagi.or.jp/rsc-m/hikitsugi>

事業承継税制・金融支援制度

事業承継に伴う非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予及び金融支援の認定申請を受け付けています。

4

経営を継続するために

■事業承継税制

後継者が非上場会社の株式（法人の場合）・事業用資産（個人事業者の場合）を先代経営者等から贈与・相続により取得した際、都道府県知事の認定を受けると、贈与税・相続税の納税が猶予され、後継者の死亡等により、猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

■金融支援制度

先代経営者の死亡や退任が原因となって、事業活動の継続について支障が生じている中小企業者等に対し、中小企業信用保険法の特例や日本政策金融公庫法の特例などの金融支援措置を講じます。

※認定を受けても必ず特例の対象となるわけではありません。信用保証協会等の審査があります。

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 中小企業支援室 経営支援班（宮城県庁14階）

- ・電話 022-211-2742
- ・メール chukisik@pref.miyagi.lg.jp
- ・ホームページ：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/syoukei.html>

倒産防止（経営安定）特別相談室

中小企業の倒産防止のために、あらゆるご相談に応じています。

■ご相談はできるだけお早めに（ご相談の秘密は厳守します！）

「倒産防止（経営安定）特別相談室」は、倒産の恐れのある中小企業から事前に相談を受けて、経営的に見込みのある企業については関係機関の協力を得て再建の方途を講じます。ご相談を受けますと相談室では商工調停士を中心に、弁護士、税理士等専門スタッフが、相談者の経営・財務内容の把握と分析を行い倒産防止の方策を検討します。

■ご相談は費用は無料です

ご相談についての費用はすべて無料です。ただし、民事再生、自己破産等の法律手続きを弁護士に委任するような場合は、相談者の負担となります。

4

経営を継続するために

お問い合わせ・相談窓口

仙台商工会議所

- ・電話 022-265-8181
- ・メール info@sendaicci.or.jp
- ・住所 〒980-8414 仙台市青葉区本町二丁目16-12

石巻商工会議所

- ・電話 0225-22-0145
- ・メール icci@ishinomaki.or.jp
- ・住所 〒986-0822 石巻市中央二丁目9-18

宮城県商工会連合会

- ・電話 022-225-8751
- ・メール miyagikenren@office.miyagi-fsci.or.jp
- ・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2宮城県商工振興センター2階

中小企業BC（事業継続）力向上支援事業

企業の事業継続に役立つBCP（※）に意欲的に取り組む企業、団体などに対して、出前講座、セミナーなどを実施しています。

4

経営を継続するために

※BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）

企業が自然災害やテロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合に、企業自体の存続や重要な事業の継続・早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や事業復旧方法・手順などを取り決めておく経営計画のこと。

■BCP出前講座（みやぎ出前講座メニュー）

県職員が訪問して、BCPの基礎的内容や、BCPの簡単な取り組み方などについて説明いたします。（本支援は、企業や団体の勉強会などの機会にご利用いただいています。）

費用：無料 ※会場の手配に係る費用については主催者側で負担願います。

■企業BCセミナー/個別相談会

「みやぎ企業BCP策定ガイドライン」を基に、BCPを作成するための講義・演習形式のセミナー並びに訓練体験セミナーを実施します。また、専門家による個別相談会も合わせて行います。セミナーの開催については県中小企業支援室ホームページ等でお知らせします。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/> → BCP（事業継続計画）

■『事業継続力強化計画』認定支援セミナー

「事業継続力強化計画」認定制度について、制度概要、防災・減災の計画策定、申請、認定までのセミナーを実施します。セミナーの開催については県中小企業支援室ホームページ等でお知らせします。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/> → BCP（事業継続計画）

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 中小企業支援室 経営支援班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2742 ・メール chukisik@pref.miyagi.lg.jp

研究開発型ベンチャー企業への賃料補助

県内で起業又は新規事業展開等を図ろうとする方に対して、オフィス、ラボ等に係る賃料の一部を補助します。

■対象者

自社において研究開発・技術開発・商品開発等を行う創業・第二創業後10年以内の中小企業者又は入居後3年以内に事業化に係る法人を設立する計画のある個人で、県内で新たにオフィス等を開設する予定の方 など

■補助期間 交付決定の翌月から最長3年間

■補助率 賃料の2分の1

■補助上限額 5万円/月

■対象経費 県内の賃貸施設入居に係る賃料
※東北大学連携ビジネスインキュベータ（T-Biz）への入居を除く。

お問い合わせ・相談窓口

担当課 宮城県経済商工観光部 新産業振興課 スタートアップ支援班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2779 ・メール shinsansu@pref.miyagi.lg.jp

地域企業の技術相談ワンストップ窓口

宮城県産業技術総合センター内のKCみやぎ技術相談ワンストップ窓口を通じて、「KCみやぎ推進ネットワーク」構成機関（※）が連携・協力し、地域企業の皆様の震災からの復旧や技術力向上、先端技術の実用化支援などの活動を積極的に推進しています。

■技術相談ワンストップ対応

地域企業の皆様から寄せられた技術相談に対し、グループ機関の連携のもと、ワンストップ体制で対応します。

■技術的課題解決の支援

学術機関の教員や県産業技術総合センターの職員等が、地域企業の皆様が抱える技術的課題の解決に向け、現地訪問も含めた対応により支援します。

■Webサイトでの情報提供

技術相談、機器開放実施構成機関、セミナー開催案内などの情報をWebサイトで提供します。
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/kc-miyagi.html>

※ネットワーク構成機関

石巻専修大学、一関工業高等専門学校、仙台高等専門学校、東北学院大学、東北工業大学、東北職業能力開発大学校、東北大学、東北文化学園大学、宮城教育大学、宮城大学、福島大学、山形大学国際事業化研究センター、産業技術総合研究所東北センター、(公財)岩手県南技術研究センター、(株)七十七銀行、(公財)仙台市産業振興事業団、仙台商工会議所、(株)日本政策金融公庫仙台支店、(株)三井住友銀行東北法人営業部、(一社)みやぎ工業会、(公財)みやぎ産業振興機構、宮城県産業技術総合センターの22機関

お問い合わせ・相談窓口

宮城県産業技術総合センター内 KCみやぎワンストップ技術相談窓口

- ・電話 022-377-8700
- ・メール kc@pref.miyagi.lg.jp
- ・住所 〒981-3206 仙台市泉区明通 2-2

復興に寄与する事業者を支援する税制優遇制度

復興特区法に基づき、特定復興産業集積区域内において復興推進事業を行う事業者の方に、税制面での優遇を行います。

4

経営を継続するために

■民間投資促進特区（ものづくり産業版）に基づく優遇制度

1 集積を図る業種及び区域

(1) 集積を図る業種

自動車関連、高度電子機械、食品関連、木材関連、医療・健康関連、クリーンエネルギー関連、航空宇宙関連及び船舶関連の8業種。

(2) 集積を図る区域（特定復興産業集積区域）

東日本大震災からの復興の状況を勘案し、産業集積の形成・活性化を図ることが特に必要な区域。

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町及び南三陸町（沿岸15市町の区域）。

※法改正に伴い、これまでの県内34市町村から上記沿岸15市町の一部に対象地域を重点化。

2 税制優遇の内容

(1) 国税関係 ※①～③は選択適用

①新規立地新設法人の法人税5年間実質無税

※対象法人は、以下の要件を全て満たす法人

- ・特定復興産業集積区域に新設される1(1)の「集積を図る業種」のみを行う法人
- ・被災者を5人以上雇用し、給与等支給額の総額が1,000万円以上
- ・機械又は建物等の取得価額が3億円以上（中小法人は3,000万円又は3事業年度で5,000万円）

② 特別償却又は税額控除

特別償却		← 選択 →	税額控除	
機械装置	50%		機械装置	15%
建物・構築物	25%	建物・構築物	8%	

③ 法人税特別控除（給与等支給額の10%、法人税額の20%が限度）

④ 研究開発税制（開発研究用資産の特別償却及び研究開発税制による税額控除）

(2) 地方税関係

県市町村条例に基づき、事業税、不動産取得税、固定資産税を減免

3 申請先

事業所の立地場所が仙台市、塩竈市の場合は、各市役所。それ以外の沿岸13市町の区域の場合は県地方振興事務所。

4 制度の終期

令和6年3月31日まで。

5 令和3年3月31日以前に指定を受けていた特定復興産業集積区域外の事業者に関する経過措置

- ・ 2 (1) の①、②、④及び (2) の優遇制度において、令和3年3月31日までに事業の用に供した設備等に関しては、なお、従前の例による特例が受けられる。(新型コロナウイルス感染症の影響により設備導入が遅れた場合は、令和3年4月以降に事業の用に供した場合も特例の対象となる場合有)
- ・ 2 (1) の③の優遇制度において、令和3年3月31日までに指定を受けた事業者については、なお、従前の例による特例が受けられる。

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 産業立地推進課 企業立地企画班 (宮城県庁14階)

・ 電話 022-211-2733 ・ メール sanritunb@pref.miyagi.lg.jp

製品等の放射線量の測定

工業製品の放射線風評被害に対応します。

■工業製品放射線関連風評被害対策事業

東京電力（株）福島第一原子力発電所事故の影響により、宮城県内企業が自社製品の放射線測定を取引先から求められる事例があります。宮城県産業技術総合センターでは県内企業の工業製品等の放射線を測定する技術支援を実施しています。

- 測定機 ・ γ 線用 NaI シンチレーションサーベイメータ（空間線量率 [μ Sv/h]）
・ β 線用 GM サーベイメータ（表面汚染 [cpm]）

お問い合わせ・相談窓口

宮城県産業技術総合センター 機械電子情報技術部（デバイス技術開発班）

・電話 022-377-8700 ・メール soudan-itim@pref.miyagi.lg.jp

・住所 〒981-3206 仙台市泉区明通2-2

インキュベーション施設の賃料補助

独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「東北大学連携ビジネスインキュベータ（略称「T-Biz」）に新たに入居する企業を対象に、入居賃料の一部を補助しています。

■補助対象者

宮城県内に事業所を有する者、又は施設退去後に県内に新たに事業所等を設置する計画を有する者。（大企業は除きます。）

■補助期間 3年

■補助金の額 入居1年目………月額500円/㎡

入居2～3年目………月額300円/㎡

■東北大学連携ビジネスインキュベータ（略称「T-Biz」）の概要

所在地：仙台市青葉区荒巻字青葉6-6-40

規模：地上5階建て、延床面積約2,482㎡

※入居に当たっては、独立行政法人中小企業基盤整備機構による審査があります。

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 新産業振興課 スタートアップ支援班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2779 ・メール shinsansu@pref.miyagi.lg.jp